

## 渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会議は、「渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」と連携を図りながら、渡良瀬遊水地エリアにおいて、多様な主体が協働・連携し、トキやコウノトリなどを指標とした河川(渡良瀬遊水地を含む)及び周辺地域で、多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、賑わいのある地域振興・経済活性化方策に取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりを実現することを目的とする。

(取組内容)

第3条 協議会の取組内容は、渡良瀬遊水地エリアにおいて以下のとおりとする。

- 一 エコロジカル・ネットワーク形成に関すること
- 二 エコロジカル・ネットワーク形成による河川(渡良瀬遊水地を含む)及び周辺地域の水辺環境の保全・再生方策に関すること
- 三 エコロジカル・ネットワーク形成による賑わいのある地域振興・経済活性化方策に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。但し、必要に応じて委員を追加することができる。

2 委員の任期は、委嘱の日から翌年の年度末までとする。ただし、行政機関委員に異動があった場合は後任者に委嘱するが、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、第4条第1項に掲げる委員のうち有識者委員から互選によってこれを定める。

- (1) 座長 1名

(役員の仕事)

第6条 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(役員任期)

第7条 役員任期は委員任期と同じとし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

(検討部会)

第9条 協議会は、第3条に掲げる取組を円滑に進めるため、検討部会を置く。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省利根川上流河川事務所調査課に置く。

(会議の公開)

第11条 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとして、非公開とすることが適当であると認められる場合については、この限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別途、傍聴要領に定める。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成27年11月16日から施行する。